

平成28年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 平成28年10月7日、午後1時30分に朝倉市朝倉支所大会議室において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員は31名

| | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 小林 敏生 (欠席) | 20 番 羽野 勝己 |
| 2 番 松尾 彰 | 21 番 伊藤 猛 |
| 3 番 田中 諭 | 22 番 田子森 博美 |
| 4 番 山崎 信 | 23 番 櫻木 キクエ |
| 5 番 後藤 干城 | 24 番 原田 俊昭 (欠席) |
| 6 番 櫻木 和雄 | 25 番 石井 隆壽 (欠席) |
| 7 番 井上 良夫 | 26 番 西川 幸男 |
| 8 番 窪山 茂隆 (欠席) | 27 番 穴見 義夫 |
| 9 番 田中 眞知子 | 28 番 宮本 保孝 |
| 10 番 釜堀 豊 | 29 番 井手 峯勝 (欠席) |
| 11 番 徳永 辰雄 | 30 番 大隈 弘子 |
| 12 番 高着 土良 | 31 番 森 洋 |
| 13 番 矢野 忠徳 | 32 番 和佐野 光晴 |
| 14 番 古川 ますみ | 33 番 徳田 清則 |
| 15 番 田中 学 (欠席) | 34 番 日吉 慶一 |
| 16 番 鶴川 昌洋 | 35 番 小嶋 嘉則 |
| 17 番 大山 源次 | 36 番 才田 正晴 |
| 18 番 樋口 博幸 | 37 番 森部 賢一 |
| 19 番 橋本 計 | |

3. 付議事項

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1 号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農用地利用集積計画 (特例事業) について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 森 部 賢 一

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 高 岩 浩 司

6. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 石 橋 一 良 |
| 係 長 | 高 岩 浩 司 |
| 事務吏員 | 松 尾 康 年 |
| 事務吏員 | 河 辺 義 弘 |
| 事務吏員 | 寺 岡 滝 治 |

7. 本会議に出席した他課の職員

無

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、平成28年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
本日は、1番 小林委員、8番 窪山委員、15番 田中委員、24番 原田委員、25番 石井委員、29番 井手委員が欠席であります。従いまして、ただ今の出席委員は31名であります。よって委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
それでは、議案等の審議に入りますが、本日の議事録署名人に30番 大隈委員、32番 和佐野委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 1頁をお願いします。5頁まで計28件ございます。議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から報告番号28番までについて、質問や意見はありませんか。
- 全委員 質問、意見なし。
- 議 長 次に、議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。事務局。
- 事務局 (寺岡) 6頁をお願いします。議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」及び審議番号1番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は28番宮本員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 28番 議 長 (宮本委員) 36番才田委員にお願いしたいと思います。
- 36番 議 長 36番才田委員よろしいですか。
- 36番 議 長 (才田委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号1番のあっせん委員に28番宮本委員、36番才田委員を選任します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (寺岡) 審議番号2番について議案朗読をもって説明。あっせん委員の選任が必要であります。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。担当委員は27番穴見委員です。あっせん委員の推薦をお願いします。
- 27番 議 長 (穴見委員) 12番高着委員と30番大隈委員にお願いしたいと思います。
- 12番 議 長 12番高着委員よろしいですか。
- 12番 議 長 (高着委員) はい、了解いたしました。
- 30番 議 長 30番大隈委員よろしいですか。
- 30番 議 長 (大隈委員) はい、了解いたしました。
- 議 長 それでは、審議番号2番のあっせん委員に27番穴見委員、12番高着委員、30番大隈委員を選任します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、この案件は、農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。事務局。
- 事務局 (河辺) 7頁をお願いします。議案朗読をもって説明。8頁まで6件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。28番宮本委員お願いします。
- 28番 議 長 (宮本委員) 審議番号1番について説明します。理由は、譲渡人の労力不足と譲受人の経営拡大によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、新規就農の案件です担当委員の説明を求めます。18番樋口委員お願いします。

18番 (樋口委員) 審議番号2番について説明します。
理由は、新規就農と譲渡人の高齢による労力不足によるものです。譲受人の〇〇さんについては、申請農地の近くに勤めてありますその関係で所有者より話があり譲受人も農業を行いたいとの思いがあり農作業の指導については地元〇〇地区の〇〇さんに相談をされ技術指導を受けるとの事であります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。13番矢野委員。

13番 (矢野委員) これは水稻を作られるのですか。
議長 18番樋口委員。
18番 (樋口委員) 営農計画では、水稻の計画です。
議長 他に質問はございませんか。5番後藤委員。
5番 (後藤委員) 年齢はおいくつですか。
議長 18番樋口委員。
18番 (樋口委員) 〇〇歳です。
議長 他に、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号3番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号4番について説明します。理由は、譲受人の経営拡大と譲渡人の離農によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号5番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の労力不足によるものであります。農地法第3条第2項には該当しないと判断いたします。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議長 異議がないようですので、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番ですが、〇〇番〇〇委員が関係いたしますので審議が終わるまで退室をお願いいたします。(退室後) それでは担当委員の説明を求めます。14番古川委員。

14番 (古川委員) 審議番号6番について説明します。理由は、相手方の要望と譲渡人の耕作不便のためであります。何ら問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。審議が終わりましたので〇〇番〇〇委員の入室をお願いいたします。(入室)

事務局 ここで、議案第3号、第4号の審議に入ります前に、現地のビデオを放映します。
(松尾) 議案第3号、第4号について現地ビデオを上映しながら、現地の状況、概要等説明。
(事務局 説明終了後)

議長 それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 9頁をお願いします。議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。

9番 (田中委員) 審議番号1番について説明します。理由は、農業用機械の買い替えにより、現在の倉庫が手狭になったため、自宅向かいに農業用倉庫を建築するもの農用区域内、農業用施設に該当します。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。10頁をお願いします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (松尾) 10頁をお願いします。議案朗読をもって説明。4件ございます。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。2番松尾委員。

2番 (松尾委員) 審議番号1番について説明します。現在、借家住まいのため、父の土地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。汚水は合併浄化槽にて処理し既設側溝へ流す計画です。農地区分第1種農地で農用地区域外の農地です。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番橋本委員。

19番 (橋本委員) 審議番号2番について説明します。隣接地で再生可能エネルギー法による事業を行っており、今回追加にて敷地を拡張するものです。農用地区域外、第2種農地になっています。問題はないと思います。ご審議方よろしくお祈いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
9番 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番田中委員。
(田中委員) 審議番号3番について説明します。現在自衛隊に勤務しているが、福岡へ戻るため、義父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽にて処理し既設水路へ流すそうです。農用区域外、第1種農地、集落接続に該当します。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
26番 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。26番西川委員。
(西川委員) 審議番号4番について説明します。現在、実家住まいだが、結婚し独立するのを機に自己用住宅を建築するものです。生活排水は公共下水に流される計画です。農用区域外、第3種農地、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けてお願ひします。事務局。

事務局 (寺岡) 11頁をお願ひします。議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、あっせん委員の補足説明を求めます26番西川委員。
26番 (西川委員) ありません。
議 長 (森部会長) 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 (森部会長) 異議がないようですので、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 (森部会長) 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番についてですが、〇〇番〇〇委員が関係いたしますので審議が終わるまで退室をお願ひいたします。
(退室後) それでは、あっせん委員の補足説明を求めます。32番和佐野委員。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。審議が終わりましたので〇〇番〇〇委員の入室をお願ひいたします。(入室後) 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、あっせん委員の補足説明を求めます。

7 番井上委員。
議 長 (井上委員) ありません。
10 番釜堀委員。
議 長 (釜堀委員) ありません。
22 番田子森委員。
議 長 (田子森委員) ありません。
全委員 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
議 長 異議なし。
全委員 異議がないようですので、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
議 長 す。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
事務局 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。事務局。
議 長 (寺岡) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願いします。
事務局 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、あっせん委員の補足説明を求めます。
議 長 18 番樋口委員。
18 番 (樋口委員) ありません。
議 長 19 番橋本委員。
19 番 (橋本委員) ありません。
議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
全委員 異議なし。
議 長 異議がないようですので、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めま
全委員 す。
議 長 賛成の挙手。
全委員 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 14:27)